

公益財団法人山梨県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 中長期計画として、国の「スポーツ基本計画」やJSPOの「スポーツ推進方策2018」、山梨県の「山梨県スポーツ推進計画」に関する諸施策を踏まえた上で、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が目指すスポーツ振興の在り方と取り組むべき施策を明確にした「山梨県スポーツ協会スポーツ推進計画」（以下「スポーツ推進計画」という。）を2015年に策定・公表している。 ・ 本協会のスポーツ振興委員会においての議論を踏まえ、各事業の10年後の理想の実現のため、1期5年間として取り組む内容を検討・実施しており、現在は第3期（3年間）として取り組んでいる。 （第1期：2015年度～2019年度、第2期：2020年度～2024年度、第3期：2025年度～2027年度） ・ 各年度において進捗状況を把握し、その検証・評価を理事会へ報告している。	山梨県スポーツ協会スポーツ推進計画
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・ 本協会では、本県の「県出資法人経営健全化プラン」に基づき、「公益財団法人山梨県スポーツ協会経営計画」を策定し、安定的かつ効率的な経営及び組織運営を行えるよう計画的な経営改善を進めている。（計画期間：2023年度～2026年度までの4か年） ・ 計画の中では、経営方針を定め、経営課題等を明確にし、数値目標を含む経営目標を設定した上で、実施方策を定めて取り組みを進めている。また、財務の健全性確保の観点から、事業の予算と決算の対比や人件費等の分析を行っている。	公益財団法人山梨県スポーツ協会経営計画
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・ 役員等（評議員、理事、監事、各種専門委員等）並びに職員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び本協会諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した際の処分等について定めている。 ・ 職員については、服務規程第9条及び第10条で「職務の専念及び規程の遵守」「禁止行為」として本協会諸規程を遵守する旨を記載し、同第27条で違反した際の懲戒について別途定めている。	倫理規程、服務規程
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。	定款、各種規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	各種規程等を整備している。	定款、各種規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	役員に関する「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」「旅費規程」を整備している。	役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する規 程、給与規程、旅費規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	定款第3章（第6～10条）において本協会の財産・会計について定めている他、各種規程を整備してい る。	定款、各種規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	・加盟団体規程第5条において、加盟団体の年次分担金の納入に関する規則を定めている。 ・寄附金取扱規程において、寄付金の取扱いについてを定めている。 ・特別会員・賛助会員規程第3条において、会費の納入に関する規則を定めている。	加盟団体規程、寄附金取 扱規程、賛助会員規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	・代表選手の選考については、本協会独自の選考基準や規程は整備していないが、倫理に関するガイドラインにおいて、「各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考結果に疑問を抱かせる ことのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと」と定めている。 ・これにより、各競技団体の選考基準により選手選考を行った後、本協会において大会出場要件を満 たしていることを確認することで国体の細則を遵守し適正に行っているものと判断している。 ・定款第36条において設置している競技力向上対策本部が行う年1回の競技団体ヒアリングにおい て、選手の選考基準と方法を事前に報告させている。山梨県の競技スポーツ担当も同席し、選考基準 や方法に問題がある場合は指導・改善ができるよう助言を行っている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	・法律相談の全般として弁護士との法律顧問契約を締結し、業務に関して法律上の助言を与える事務 を委託できる体制を整えている。 ・税務においては、税理士との税理士委任契約を締結し、法人税、消費税等の申告業務や税務調査時 の対応を委任している。 ・財務会計においては、本協会監事2名（公認会計士）により定期的・専門的な監査・助言を受け るとともに、懸念等がある場合については、いつでも相談できる体制を整えている。	
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	役職員対象 ・常勤役員をはじめとする全職員を対象として、資質向上を目的としたマネジメント研修等の職員研 修を実施している。 職員対象 ・本協会における人材育成基本方針を策定し、職場で学ぶ「職場研修」、職場外の研修機関等で学ぶ 「職場外研修」、自ら学ぶ「自己研鑽研修」を計画・実施している。 ・新規で採用した職員を対象に、本協会の組織概要・沿革、業務内容、コンプライアンスを含む各種 規程等の説明を行っている。 ・職員倫理・サービスチェックシートを用い、コンプライアンス強化に努めている。	職員倫理・サービスチェッ クシート
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	・公認スポーツ指導者やスポーツ少年団スタートコーチなどの指導者を対象に「公認スポーツ指導者 研修会」においてコンプライアンス教育を実施している。 ・本協会のスポーツ医・科学委員会委員のスポーツドクターやスポーツファーマシストと連携し、選 手や指導者を対象とした「アンチ・ドーピング講習会」や「競技別講習会」を実施している。	開催要項（公認スポーツ 指導者研修会、アンチ・ ドーピング講習会）
25	〔原則6〕 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(1) 法律、税務、会計等の専門 家のサポートを日常的に受けるこ とができる体制を構築すること	・法律相談の全般として弁護士との法律顧問契約を締結し、業務に関して法律上の助言を与える事務 を委託できる体制を整えている。 ・税務においては、税理士との税理士委任契約を締結し、法人税、消費税等の申告業務や税務調査時 の対応を委任している。 ・財務会計においては、本協会監事2名（公認会計士）により定期的・専門的な監査・助言を受け るとともに、懸念等がある場合については、いつでも相談できる体制を整えている。	
26	〔原則6〕 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと	・前述原則3（2）④のとおり、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守して いる。 ・本協会監事には専門性を有するもの（公認会計士）を配置し、法定化されている監査の他、独自で 業務運営全般に係る中間監査を受け、財務・経理処理の適正化を図っている。	定款、各種規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・ 県や助成元における要項などの定めに沿って適切に処理し、県や助成元における監査を受けている。 ・ また、上項(2)の体制により、本協会の会計諸規程の定めに基づき、手続きや科目など適正な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 ・ 倫理規程第4条第4項において、補助金・助成金等の会計処理に関する不正を禁じている。	定款、各種規程
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・ 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、議事録、役員名簿他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 ・ 事業報告書・決算財務諸表等をはじめ、諸規程をHPで開示している。 (事業報告・決算財務諸表等：https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/about/129/) (諸規程：https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/about/131/)	
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・ 前述原則3(3)のとおり、本協会独自の選考基準や規程は整備していないが、倫理に関するガイドラインを定めており、選手選考については各競技団体の選考基準により選手選考を行った後、本協会において大会出場要件を満たしていることを確認することで国体の細則を遵守し適正に行っていると判断している。 ・ よって、選手選考基準を含む選手選考に関する情報については開示できるものがないが、選手に関する情報は国体出場選手の新聞発表や市町村に情報提供を行っている。加えて、本協会HPやSNSを活用し本県選手団成績に関する情報を発信している。 ・ 競技力向上対策本部が行う競技団体ヒアリングにおいて確認した選手の選考基準と方法を開示していけるような仕組み・体制を整えていく。	
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会のガバナンスコード遵守状況を2025年8月12日にHPで公表した。 (GSの遵守状況： https://www.sports.pref.yamanashi.jp/taikyo/)	
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・ 倫理規程第4条第3項において、「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して利害関係者等に対して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。 ・ 倫理ガイドラインの「II 不適切な経理処理に起因する事項」において、利益相反を含む金銭面に関する不正行為を戒めている。	倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上項(1)と同様の内容である。	倫理規程
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・平成28年4月に「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置し、専用回線を設けて問題解決へのサポートやアドバイスを行っている。また、ホームページやポスター等で周知徹底を図っている。 ・本協会の業務運営に関する不正行為等の早期発見と是正を図り、法令並びに本協会の定款及び関係規程を遵守した業務運営の強化に資することを目的に、内部通報規程を設けている。また、同規程は本協会HPで公開している。	内部通報規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・スポーツにおける暴力行為等相談窓口は、本協会総務委員会の下に置き、本協会担当部署において幅広い知識と豊富な経験及び実績を有する学識経験者が週5日に対応している。 ・内部通報窓口には弁護士を含む有識者を配置している。	内部通報規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・平成27年8月6日の理事会において、本協会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対する競技者等からの不服申立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項を決議し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 ・また、年度当初に開催している市町村体育・スポーツ協会及び加盟競技団体・学校体育団体会議において、日本スポーツ仲裁機構へ不服申し立てることができる旨を説明している。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・加盟団体規程第4条から第8条にかけて加盟団体の義務を明記してあるが、権限については明記されていないため、権限関係を明確にするために同規程を整理し対応していく。 ・同規程を整理する際には、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化をはじめ、人的・財政的基盤の強化、組織運営体制の強化を図る仕組みの導入支援ができるような内容を検討していく。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・年1回、市町村体育・スポーツ協会及び加盟競技団体・学校体育団体会議において、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係るインフォメーションや本協会に係わる各種情報提供、質疑応答等の対応をしている。 ・競技団体については、アンチ・ドーピング講習会や競技別講習会を実施し、コンプライアンスの強化に係る指導、助言の場としている。	